

令和2年度の行政区長が決まりました

問 コミュニティ推進課コミュニティ推進係(本館2階) ☎72-2111

1

校区	行政区	氏名
小郡校区	東 町	江副 貞憲
	上 町	伊達 昭
	中 町	川口 正善
	下 町	秋山 富雄
	新 町	三根 隆
	駅前	野中 雅子
	開 1	廣瀬 渡
	開 2	川上 政親
	寺福童	福田 仁廣
	西福童	伴 大生*
	東福童	柴田 直美
	大 崎	田中 信佳
	小坂井1	児島 征毅
	小坂井2	井手 哲
大原校区	中央 1	藤門 宏
	中央 2	鈴木 惇司
	緑	上谷 繁之
	大板井1	川口 浩
	大板井2	田中 克幸
	大 保	福田 健

※代行者

校区	行政区	氏名
東野校区	大 原	森 勝則
	中学前	小井手 潔
	東 野	鴛海 雅尋
	大保原	稲田 光雄
	西 島	田中 弘
	三国校区	津 古
みに野団地		熊谷 三郎
横 隈		小川 喜光
力 武		福田 定義
新 島		武富 功
古 賀		堤 忠男
三 沢		藤吉 千秋
三国が丘1		田中 昭弘
三国が丘2		橋間 順平
美鈴の杜		須川 宗昌
希みが丘		山田 徳重
美鈴が丘	蓑田 和雄	
あすみ	岡田 哲	
立石校区	乙 隈	鶴田 巖雄
	干 潟	森山 義幸
	吹 上	ノ野 忠雄

校区	行政区	氏名	
立石校区	立 石	田中 健治	
	佐野古	福田 定幸	
	下 鶴	平田 善春	
	井 上	重松 正喜	
	上岩田	藤戸 政範	
	松 崎	重松 弘喜	
	今 隈	松尾 福雄	
	花 立	戸田 幸蔵	
	御原校区	下岩田	藤井 豊
		稲 吉	山田 武二
二 夕		山田 則行	
二 森		大中 智利	
宝城北		田川 憲一	
古 飯		西岡 康彦	
味坂校区	平 方	井手 博幸	
	光 行	井上 三男	
	八 坂	田中 正義	
	上 西	井上 和夫	
	下 西	鶴本 哲雄	
	宝城南	早川 慎二	
	赤 川	金子 邦博	

国民健康保険被保険者証を郵送します

問 国保年金課国保係(本館1階) ☎72-2111

2

8月1日から使用できる国民健康保険被保険者証を、特定記録郵便で郵送します。「特定記録郵便」は、郵便物の引受けを記録するサービスで、郵便ポストに投函されます(受領印の押印や署名の配達記録は行いません)。

※簡易書留をご希望の人は、7月6日(月)までに国保年金課へご連絡ください

配達期間 7月20日(月)~30日(木)

※期間中は、ご自宅の郵便ポストを確認してください

※期間中に順次配達します



国民健康保険税の納付書を7月中旬に送付します

問 国保年金課国保係(本館1階) ☎72-2111

令和2年度の国民健康保険税(国保税)の納付書を7月中旬に送付します。

国保税は、加入者の皆さんが病気やけがをした時の医療費に充てる貴重な財源です。必ず納期限までに納めましょう。

国保税の納税義務者は世帯主

世帯内に加入者がいれば、国保税は世帯主に課税されます。したがって、世帯主自身がほかの健康保険に加入していても、納税義務者は世帯主となり、世帯主が世帯内の加入者分をまとめて納付します。

令和2年度国保税の税率(青太文字が今年度改正箇所)

算出方法	医療費分	後期高齢者支援金分	介護分(40~64歳)
①所得割 (前年所得-33万円)×税率	8.1%	2.63%	2.4%
②均等割 加入者数1人当たり	25,500円	8,400円	10,000円
③平等割 1世帯当たり	27,000円	9,000円	8,000円
小計	A (①+②+③) 賦課限度額63万円	B (①+②+③) 賦課限度額19万円	C (①+②+③) 賦課限度額17万円
世帯の年税額=小計A+B+C			

●所得が少ない人に対する軽減対象世帯が拡大されます

国保税の均等割額・平等割額は、世帯の合計所得や人数に応じ、7割・5割・2割軽減されます。

軽減割合	基準額(前年中の所得が下記の金額以下)	
	平成31年度(令和元年度)	令和2年度
7割	33万円	
5割	基礎控除(33万円)+28万円×被保険者数	基礎控除(33万円)+28万5千円×被保険者数
2割	基礎控除(33万円)+51万円×被保険者数	基礎控除(33万円)+52万円×被保険者数

※被保険者には、旧世帯主・旧世帯員(後期高齢者医療制度への移行で国保資格を喪失した世帯主・員)を含みます

軽減措置を受けるためには所得の申告が必要です

国保税の軽減は所得を判定して自動的に適用するので、申請は不要です。

しかし、軽減を受けるためには、世帯主と被保険者の所得を申告している必要があります。

※前年中に収入がなかった人でも「収入がない」ことを申告する必要があります。申告していない人に対し、6月中旬に「国民健康保険税に関する所得申告のお願い」を送付しますので、必ず申告してください

国保税の納付が難しい人へ

収入の減少で納付が難しい場合、納税の猶予や税の減免ができることがあります。納税通知書が届きましたら、ご相談ください。



固定資産税の減額措置制度をご存じですか？

住宅の耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事に伴う固定資産税(家屋)の減額措置について

申問 税務課資産税係(本館1階) ☎72-2111

住宅の耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事をすると、その家屋の固定資産税が減額される場合があります。要件や申告方法は下表のとおりです。該当する人は、工事完了後**3か月以内**に申告をしてください。

	耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修
対象家屋	昭和57年1月1日以前に建築された住宅(住居部分の割合が2分の1以上)	新築から10年以上経過した住宅(住居部分の割合が2分の1以上)で、 ①65歳以上②要介護認定または要支援認定を受けている③身体に障がいがある①～③いずれかの人が居住する家屋	平成20年1月1日以前に建築された住宅(住居部分の割合が2分の1以上)。ただし、借家は除く
減額要件	工事後の住宅が現行の耐震基準に適合し、耐震改修工事の費用の合計が1戸あたり50万円を超えるもの	①工事費用(補助金などを除く)の合計が50万円超 ②改修後の住宅床面積が50㎡以上280㎡以下	窓の断熱改修工事または窓の断熱改修工事とあわせて行う床、天井、壁の断熱改修工事で、改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合するもの
減額内容	工事完了の翌年度の当該家屋の固定資産税額の2分の1(1戸当たり120㎡相当分まで) ※改修で認定長期優良住宅 ^(※1) となった場合は3分の2	工事完了の翌年度の当該家屋の固定資産税額の3分の1(1戸当たり100㎡相当分まで) ※減額措置の適用は1戸につき1回のみ	工事完了の翌年度の当該家屋の固定資産税額の3分の1(1戸当たり120㎡相当分まで) ※改修で認定長期優良住宅 ^(※1) となった場合は3分の2
必要書類	①申告書 ^(※2) ②建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などが発行する耐震基準適合証明書 ③領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修により認定長期優良住宅となった場合のみ)	①申告書 ^(※2) ②納税義務者の住民票の写し ③居住者要件を確認できる書類の写し(介護保険の被保険者証、身体障害者手帳など) ④領収書、改修工事明細書の写し ⑤改修工事箇所の図面、改修内容が判別できる写真(改修前、改修後) ⑥補助金などの交付決定通知書の写し(該当する場合のみ)	①申告書 ^(※2) ②納税義務者の住民票の写し ③建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が作成する熱損失防止改修工事証明書 ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修により認定長期優良住宅となった場合のみ)

※耐震改修は、バリアフリー改修や省エネ改修に伴う減額と同時に適用はできません。バリアフリー改修と省エネ改修は同時に適用できます

※1 認定長期優良住宅…長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準

(耐久性、可変性、維持管理の容易性)に基づき、行政庁の認定を受けた住宅

※2 各種減額措置の固定資産税減額申告書は、窓口または市ホームページ(ホーム▶申請書ダウンロード▶税金)で取得できます